

## 【建設交通部】

件名	府営住宅の目的外使用に係る指導について
申立概要 【受理 23.7.29】	府営住宅の居室が事務所として利用されているため、是正措置を求めているが、現在まで対処されていない。
確認事項	建設交通部への申立後、速やかに入居状況等の調査・確認作業が開始され、実態を確認した上で既に退去指導が行われていたことを確認しました。
回答 (意見・要望) 【通知 23.8.18】	全府営住宅において厳正な管理に努めるとともに、不正使用が発覚した際には、迅速かつ適切に対処するよう求めました。 府営住宅の目的外使用等に係る対応状況については、今後の監査活動を通じ確認し、必要な指導を行うこととしています。